

公 告 第 414 号
令和 5 年 2 月 15 日

加入員各位

仙台卸商健康保険組合
理事長 星 合 邦 生



令和 5 年度に適用する任意継続被保険者の
標準報酬月額の上限について

健康保険法第 47 条第 1 項第 2 号に規定する仙台卸商健康保険組合の令和 5 年 4 月 1 日からの任意継続被保険者にかかる標準報酬月額の上限は下記のとおりです。

記

令和 5 年度任意継続被保険者の標準報酬月額上限：320,000 円
(令和 4 年 9 月 30 日における平均標準報酬月額：316,674 円)

○根拠条文

健康保険法

(任意継続被保険者の標準報酬月額)

第 47 条 任意継続被保険者の標準報酬月額については、第 41 条から第 44 条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

- 1 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- 2 前年（1 月から 3 月までの標準報酬月額については、前々年）の 9 月 30 日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額